

2021年6月30日  
東日本旅客鉄道株式会社

只見線（会津川口～只見間）第一種鉄道事業廃止の届出  
および第二種鉄道事業許可の申請について

只見線については、2011年7月に発生した「平成23年7月新潟・福島豪雨」の被災で会津川口～只見間（以下、当該区間）が不通となっており、現在、2022年中の運転再開を目指し、鉄道施設等の復旧工事を進めているところです。

当該区間については、福島県が第三種鉄道事業者として鉄道施設および土地を保有し、当社が第二種鉄道事業者として運行を行う上下分離方式による運営とする内容で、福島県と当社の間で基本合意書（2017年6月19日付）が締結されております。

当社は第二種鉄道事業者としての運転再開に向け、鉄道事業法第28条の2に基づき当該区間の第一種鉄道事業廃止の届出と、同第4条および同施行規則第2条の規定に基づき当該区間における第二種鉄道事業許可の申請を本日付で国土交通大臣に行いましたのでお知らせいたします。

なお、福島県も第三種鉄道事業許可の申請を本日付で国土交通大臣に行いました。